



Newsletter

2025 年 8 月号

テーマ

税制改正

- [企画財政部、2025 年税制改編案を発表](#)

例規・判例

○ 国税庁

- [年 2 回の配当時、各配当基準日の間に被出資法人に対する出資比率が変動する場合、収入配当金の益金不算入率の適用](#)

2025. 8. 26

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税制改正

企画財政部、2025 年税制改編案を発表

新政府初の「税制改編案」が発表されました。今回の税制改編案は、「技術主導成長のための効果的な税制支援」、「みんなの成長のための包摂的な税制」、「公正な成長のための税入基盤の拡充」という基本方向の土台の上に、「経済強国への跳躍支援」、「民生安定のための包摂的な税制」、「税入基盤の拡充および租税制度の合理化」の面で具体的な推進戦略が含まれています。本改編案は立法予告（8 月 1 日～8 月 14 日）、次官会議および国務会議を経て 9 月 3 日（水）以前に定期国会に提出される予定です。

主な内容は次の通りです。

経済強国への
跳躍支援

■ 未来戦略産業への支援の強化

○ 国家戦略技術の細部技術および事業化施設の新設（租税特例制限法施行令別表 7 の 2、租税特例制限法施行規則別表 6 の 2）

<改正案>

- 細部技術の対象を拡大（人工知能分野の追加、7 新設、2 拡大）

分野		細部技術
新設	人工知能	生成型人工知能
		エージェント人工知能
		学習および推論の高度化
		低電力・高効率人工知能コンピューティング
		人間中心人工知能
	未来型運送移動	人工知能型自律運航
		搭乗者の認知およびインターフェース
拡大	未来型運送移動	走行状況の認知センサー・ソフトウェア ⇒センサー、ソフトウェア単独も適用
		走行知能情報処理統合システム
		⇒核心部品の認定のために範囲を拡大

- 事業化施設の対象を拡大（人工知能分野の追加、3 新設）

分野	細部技術
人工知能	国家戦略技術レベルの人工知能サービスのためのデータセンター
未来型運送移動	人工知能型自律運航技術に関する設備の制作・実証施設
	走行知能情報処理統合システム技術に関する事業化施設

<改正理由> 先端戦略産業 R&D・施設投資の活性化

○ 統合雇用税額控除の改編－控除額構造の改編および事後管理の合理化（租税特例制限法§29 の 8、租税特例制限法施行令§26 の 8）

<改正案> 控除額の改編、事後管理の合理化および適用期限の延長

- 常時勤労者（実際の勤労期間 1 年以上）の増加分
- 常時勤労者の増加人員（中小企業ではない場合には、最低雇用増加人数の超過分に対してのみ控除適用）×1 人当たりの控除額

区分		1 人当たりの控除額（単位：万ウォン）			
		中小（3 年）		中堅	大
		首都圏	地方	（3 年）	（2 年）
優待（*）	1 年次	700	1,000	500	300
	2 年次	1,600	1,900	900	500
	3 年次	1,700	2,000	900	-
基本	1 年次	400	700	300	-
	2 年次	900	1,200	500	-
	3 年次	1,000	1,300	500	-

（*）青年（15～34 才）、障がい者、60 才以上、経歴断絶労働者等

- 雇用維持時、より高い控除優待を付与する方法に事後管理転換（追徴規定の削除、雇用増加分のうち、減少分に限って控除排除）
- （適用期限）‘28.12.31.

<改正理由> 長期雇用誘引の強化および納税協力費用の軽減

○ 統合雇用税額控除の改編－中堅・大企業の最低雇用増加人数の新設（租税特例制限法§29 の 8、租税特例制限法施行令§26 の 8）

<改正案> 中堅・大企業の最低増加人数の設定

- （中堅企業）5 名、（大企業）10 名
- 最低増加人数の超過分に対してのみ控除適用

<改正理由> 中堅・大企業の雇用増大誘引の強化

○ 統合雇用税額控除の改編－短時間勤労者の定義および常時勤労者数の計算簡素化（租税特例制限法施行令§26 の 8）

<改正案>

- （短時間勤労者の常時勤労者判断基準の簡素化）月別勤労時間 60 時間以上の勤労者⇒年間の月平均勤労時間が 60 時間以上の勤労者
- （計算方法の簡素化）該当課税年度の毎月末の常時勤労者数の平均⇒1 人当たりの年間勤労期間を考慮した常時勤労者数の合計方法に変更

<改正理由> 企業の納税協力費用の軽減

○ 統合雇用税額控除の改編－優待控除の適用時、青年判断基準の合理化（租税特例制限法施行令§26 の 8）

<改正案>

- 青年当否の判断時点の変更（該当課税年度に 19～34 才⇒勤労契約の締結当時 19～34 才）

<改正理由> 租税制度の合理化

■ 地域成長への支援

○ 地方移転企業税制支援制度の改善（租税特例制限法§63・§63 の 2、租税特例制限法施行令§60・§60 の 2）

<改正案> 適用対象・減免期間の拡大、限度新設および適用期限の延長

- （対象地域および減免期間の拡大）

区分	立ち遅れた地域	その他の地域
首都圏	5 年 100% + 3 年 50%	減免なし
首都圏連接地域	5 年 100% + 3 年 50%	5 年 100% + 3 年 50%
地方広域市	7 年 100% + 4 年 50%	5 年 100% + 3 年 50%
中規模都市	10 年 100% + 5 年 50%	5 年 100% + 3 年 50%
その他	10 年 100% + 5 年 50%	7 年 100% + 4 年 50%

- （減免限度）地方投資累計額×70% + 地方勤務常時勤労者数×1,500 万ウォン（青年・サービス業 2,000 万ウォン）
- （事後管理）減免を受けた後、2 年以内に常時勤労者数が減少した時に追徴 [1 名当たり 1,500 万ウォン（青年・サービス業 2,000 万ウォン）]
- （適用期限）‘28.12.31.

<改正理由> 地域均衡発展の支援および制度の合理化

税入基盤の拡充および 租税制度の合理化

■ 応能負担の原則による税負担の正常化

○ 法人税率の還元（法人税法§55①）

<改正案> 法人税率の上方修正

- （一般法人）

課税標準	税率
2 億ウォン以下	10%
2 億ウォン超過 200 億ウォン以下	20%
200 億ウォン超過 3,000 億ウォン以下	22%
3,000 億ウォン超過	25%

- （誠実申告確認対象の小規模法人）

課税標準	税率
200 億ウォン以下	20%
200 億ウォン超過 3,000 億ウォン以下	22%
3,000 億ウォン超過	25%

<改正理由> 応能負担の原則による税負担の正常化

○ 証券取引税率の還元（証券取引法施行令§5）

<改正案> 税率調整

- （基本税率）0.35%維持

- （弾力税率）

①（コスピ）0.05%（農漁村特別税 0.15%）

②（コスタック・K-OTC）0.20%（農漁村特別税なし）

③（コネックス）0.1%（農漁村特別税なし）

<改正理由> 課税公平性の向上

○ 株式譲渡所得税の大株主基準の還元（所得税法施行令§157①・②）

<改正案> 国内上場株式の大株主課税基準の調整

- （保有金額）1 種目当たり 50 億ウォン以上⇒1 種目当たり 10 億ウォン以上

<改正理由> 課税公平性の向上

■ 課税体系の合理化

○ グローバル・ミニマム課税に関する内国追加税の導入および計算・配分（国際租税調整に関する法律§73 の 2 新設）

<改正案>

- （内国追加税の適用）多国籍企業グループの国内構成企業が最低限税率（15%）未満で課税する時、内国追加税額を計算し、計算された内国追加税額は各国内構成企業に配分して課税

- (内国追加税額の計算)

内国追加税額 = [最低限税率 (15%) - 国内構成企業の実効税率] ×
超過利益 * + 当期追加税額加算額

* 純グローバル・ミニマム課税所得から実質ベース除外所得 (構成企業の「人
件費」および「有形資産純帳簿価額」の一定率) を除外した金額

- (内国追加税額の配分方法 * 規定 (①又は②のうち、選択 1))

* 各構成企業に配分された内国追加税額は「内国追加税額の配分額」と定義

① (法定配分) 内国追加税額に対する寄与度等を考慮した配分方法の規定

② (指定配分) 国内構成企業間の合意により自律配分

< 改正理由 > グローバル・ミニマム課税制度の下、国内低率課税企業に対する課税権の確保

○ 正常価格の調整による更正請求提出書類の追加 (国際租税調整に関する法律§6②)

< 改正案 > 提出書類として「相手国修正申告等の二重課税発生の立証書類」の追加

< 改正理由 > 租税回避の防止

○ 臨時投資税額控除の適用期限の終了 (租税特例制限法§24①)

< 改正案 > 適用期限の終了

< 改正理由 > 一時的な租税支援の終了

■ 租税回避の防止および徴収の効率化

○ 外国法人の連絡事務所現況明細書の未提出時の過料新設 (法人税法§125)

< 改正案 > 外国法人の連絡事務所現況明細書の提出義務の不履行に対する過料新設

- (現況明細書) 外国法人の連絡事務所の基本事項、外国本社の現況および国内の他支店の現況、国内取引先の現況等

- (過料) 未提出・虚偽提出の場合、最大 1,000 万ウォン賦課 (具体的な金額は大統領令に委任)

< 改正理由 > 資料提出の実効性の向上

その他

■ 国際租税

○ グローバル・ミニマム課税の計算時、対象租税の配分方法の補完（国際租税調整に関する法律§67①）

< 改正案 >

- （範囲拡大）他の構成企業および大統領令で定める企業＊に配分
＊ 一定の要件を満たす構成企業ではない企業
- （対象拡大）他の構成企業および大統領令で定める企業から受けた配当所得等に関する税金

< 改正理由 > OECD グローバル・ミニマム課税の行政指針の反映

○ 非居住者制限税率特例申請書の提出義務の新設（所得税法§156 の 6、所得税法施行令§207 の 8⑧、法人税法§98 の 6、法人税法施行令§138 の 7⑧）

< 改正案 >

- 源泉徴収義務者は提出された申請書等を管轄税務署に提出
- （提出期限）支払日が属する年度の翌年度 2 月末（支払明細書の提出期限と同じ）

< 改正理由 > 税源管理の強化

例規・判例

【国税庁】年 2 回の配当時、各配当基準日の間に被出資法人に対する出資比率が変動する場合、収入配当金の益金不算入率の適用

（書面-2024-法規法人-2502、2025.5.15.）

■質疑

年 2 回の配当時、各配当基準日の間に被出資法人に対する出資比率の変動により益金不算入率が変わる場合、法人税法施行令第 17 条の 2 第 3 項による差引金額を計算する時に適用される益金不算入率

■事実関係

- 質疑法人は他の会社の株式を所有する目的で 2017.00.00.に設立された持主会社である
- 質疑法人の主な子会社には A 法人、B 法人（以下、「主な子会社」）がある
- 質疑法人の営業収益は子会社等からの配当収益、商標権使用収益および賃貸収益で構成されており、配当収益は主な子会社が支給する定期配当および中間配当である

回答

内国法人が該当法人が出資した他の内国法人（以下、「被出資法人」）から 1 事業年度のうち、2 回以上収入配当金を受けた場合として「法人税法」第 18 条の 2 を適用する場合、同法施行令第 17 条の 2 第 3 項による差引金額を計算する時に適用する益金不算入率は各々の配当基準日当時、被出資法人に対する出資比率による益金不算入率を適用するものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC